

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令案」等に寄せられた御意見
及び御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
1	<p>新公職選挙法施行令第一条の三第二項において「その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には（後略）」など、本籍地と住所地が同一かどうかで場合分けがされていますが、以下2つの理由で場合分けを行わず、すべて「通知を受けたときは」とした方がよいのではと考えます。</p> <p>理由1 市町村の選挙管理委員会が、選挙人の本籍地を知る方法がないこと（選挙人名簿の記載事項には本籍地が含まれておらず、選管では本籍の情報を持っていない）。</p> <p>理由2 本法をもって、市町村の選挙管理委員会が本籍の情報を知る法的根拠を得たとしても、法第十一条にかかる通知は検察事務官などから市町村長あてに発せられるものであるため、「選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知」るためには本籍地の市町村長からの通知が必須であること（選管が通知なくして知ることはできないと考えます）。</p>	<p>本籍地市町村と住所地市町村が同一である場合には、公職選挙法第二十九条第一項に規定する、市町村長及び市町村の選挙管理委員会との相互通報の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなった旨が、市町村長から市町村の選挙管理委員会に伝えられる仕組みとなっております。</p> <p>相互通報の規定により市町村の選挙管理委員会が選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知る場合は、「法第十一条第三項（政治資金規正法第二十八条において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けた」とは言えないことから、場合分けを行って規定したものです。</p>	無

○提出意見数：1件